

## 群馬大学大学院奨学金返還免除候補者選考要項

平成17. 4. 1 制定

改正 平成25. 4. 1 平成25. 7. 8

平成26. 4. 1 平成28. 8. 9

### (趣 旨)

第1 群馬大学において、独立行政法人日本学生支援機構に対して行う大学院第一種奨学金の返還免除候補者（以下「候補者」という。）の選考は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）その他の法令に別段の定めがあるもののほか、この要項の定めるところによる。

### (候補者の推薦)

第2 学長は、研究科長及び学府長に対して当該研究科及び当該学府における候補者の推薦を依頼するものとする。

2 研究科長及び学府長は、所定の期日までに候補者に順位を付し、学長に推薦するものとする。

### (業績項目及び評価項目)

第3 業績項目及び評価項目は、別表に定めるとおりとする。

### (評価方法)

第4 研究科長及び学府長は、第3に定める業績項目の各評価項目について、評価方法を定めて総合的に評価して行う。

### (候補者の決定)

第5 学長は、第2の規定に基づき推薦された候補者について、執行役員会議の議を経て順位付けを行い、候補者を決定する。

### (事 務)

第6 候補者の選考に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

### (雑 則)

第7 候補者の選考に関し必要な事項は、この要項に定めるもののほか、別に定める。

### 附 則

この要項は、平成25年7月8日から施行する。

### 附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この要項は、平成28年8月9日から施行する。

別 表

業 績 項 目	評 価 項 目
1 学位論文その他の研究論文	(1) 学位論文 (2) 学位論文以外の研究論文 (3) 専攻等で刊行されている研究年報等に掲載された論文 (4) 学会等からの表彰 (5) 学会誌, 学術誌等に論文掲載 (6) 関連する学会等での発表
2 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条に定める特定の課題についての研究成果	(1) 特定の課題についての研究の成果 (2) 特定の課題についての試験の結果
3 著書, データベースその他の著作物(前2項に掲げるものを除く。)	(1) 学内におけるデータベースその他の著作物 (2) 専攻分野に関連した著書 (3) データベース (4) その他の著作物
4 発明	(1) 特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得た業績
5 授業科目の成績	(1) 修業年限の短縮 (2) 講義, 演習等の成績
6 研究又は教育に係る補助業務の実績	(1) リサーチアシスタント等による教育研究活動 (2) ティーチングアシスタント等による教育研究活動 (3) 学外におけるリサーチアシスタント等による教育研究活動への貢献
7 音楽, 演劇, 美術その他の芸術の発表会における成績	(1) 音楽活動 (2) 演劇活動 (3) 美術活動 (4) その他芸術活動
8 スポーツの競技会における成績	(1) 国内競技会 (2) 国外競技会
9 ボランティア活動その他の社会的貢献活動の実績	(1) 専攻分野に関連したボランティア活動 (2) 専攻分野に関連したボランティア活動等公益の増進に寄与した研究業績